

保護者の皆様

杉並区教育委員会
杉並区立杉並第十小学校校長 山口 京子

臨時休業期間中の児童の学校での居場所の提供について

日頃から区立学校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルスにかかる都内・区内の感染状況が増加傾向にあることから、感染症拡大防止のため、区立学校においては、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の措置をとります。

区立小学校では、保護者の仕事の都合や病気・介護などの真にやむを得ない事情で、自宅等で過ごすことが困難な小学校低学年の児童については、下記のとおり、各学校で受け入れ、居場所を提供することとしますので、お知らせします。

なお、今後の状況変化に応じて本取扱い内容を変更する場合には、改めてご連絡しますので、よろしくお願いいたします。

1 対象者

小学校1～3年生、特別支援学級の児童（全学年）

2 期間及び時間

(1) 令和2年4月7日（火）から令和2年5月1日（金）までとします。

※ただし、各小学校の登校日、土日祝日は除きます。

(2) 受け入れ時間は、各校の通常の登校時間から午後2時30分とします。

3 受け入れにあたって留意事項

(1) 学校での受け入れを希望する場合は、学校に連絡の上、別紙の「申出書」（杉並区および学校ホームページにアップします）を記入の上、利用開始日に学校に提出してください。

(2) 利用希望日に、利用しない場合は必ず学校へ連絡をお願いします。また、早退する場合（学童クラブを利用する場合を除く）は、必ず学校へ連絡の上、保護者によるお迎えをお願いします。

※利用時間に遅れての到着はご遠慮ください。

(3) 利用する際には、朝、検温等の健康観察を行ってください。また、発熱や風邪の症状などがある場合は、お預かりできません。利用中に、発熱や風邪の症状などが見られた場合は、保護者にご連絡をしますので、お迎えをお願いします。

(4) 各自で必ず弁当等の昼食や飲み物を持参してください。（給食はありません。）

(5) 学校での対応は、「居場所の提供」となります。各自で教材等や文房具、上履きを持参してください。（学校の教職員が見守りを行います。授業を行うことはありません。）

(6) 居場所の提供に当たっては、通常の登下校と同様に通学案内交通指導員を配置し、事故防止等の安全対策を図ります。

(7) 1年生の利用にあたっては、原則、保護者による送り迎えをお願いいたします。

(8) 利用の際は、感染症予防の観点から可能な限りマスクの着用をお願いいたします。

4 学童クラブに登録している児童について

- (1) 午前9時30分から開所する学童クラブの利用で対応可能な児童は、引き続きそちらをご利用くださるようご協力をお願いします。
- (2) 学校で過ごした後、引き続き学童クラブを利用する場合は、「午前9時30分」又は「午後2時30分」に、学校から学童クラブへ送り出します。別紙「申出書」の「受け入れ希望日における学童クラブの利用について」に必要事項をご記入の上、学校にご提出ください。
なお、学童クラブに登録されている1年生の児童については、全員午前9時30分に学童クラブに移動することとします。
- (3) 「午前9時30分」に学校から学童クラブへ向かう場合は、教職員が同行し、事故防止等の安全対策を図ります。

【問い合わせ先】

杉並区教育委員会事務局庶務課庶務係
03-3312-2111 内線 1604